

事 務 連 絡
平成 24 年 6 月 1 日
(平成 25 年 7 月 1 日一部改訂)

各府省公益法人行政担当課室 } 御中
会計課

内閣官房行政改革推進本部事務局
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益法人に対する支出に係る公表・点検について（依頼）

「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）において、「公表項目・様式、公表方法等の詳細については、内閣官房より別途示す方法によることとする」、「1 件あたり 1,000 万円以上の支出や前年度において同一又は類似の内容で同一府省・独立行政法人から支出されている支出など別途内閣官房より示す支出について毎年度点検・見直しを行う」とされていることに基づき別紙の通り、各府省において公表すべき項目、公表のための様式、公表時期及び公表方法等、点検・見直しの対象となる支出、方法等について整理しました。これを踏まえ、対応していただきますようお願いいたします。

1 公益法人に対する支出に係る公表について

各府省は、公益法人（特例民法法人及び公益社団・財団法人のうち国所管のものをいう。以下同じ。）に対する支出（少額随契等による支出を除く。）について、以下の区分及びそれぞれ定める様式に従い、（１）、（２）についてはそれぞれ「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針（平成 25 年 6 月 28 日付け内閣官房行政改革推進本部事務局）」、「公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）」で定められた情報公表の時期に合わせて、各府省のウェブサイトで公表することとする。また、各府省は、所管する独立行政法人に対して、公益法人に対する支出状況について、以下の区分及びそれぞれ定める様式に従い、（３）については「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について（平成 19 年 11 月 15 日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長発各府省官房長宛て事務連絡）」に基づき「公共調達の適正化について」に準じて取り組むこととされている情報公表の時期に合わせて、（４）については、会費については「独立行政法人が支出する会費の見直しについて（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）」で定められた情報公開の時期に合わせて、それ以外の支出については半期ごとに各半期終了時から可能な限り速やかに（少なくとも 72 日以内を目途に）各法人のウェブサイトに公表するよう、要請する。

各府省は、各府省及び所管する独立行政法人の通年分の公益法人に対する支出状況を取りまとめ、内閣官房に報告し、内閣官房は各府省からの報告内容を取りまとめてウェブサイトに公表する。

なお、当該支出の公表については平成 24 年度の支出から行うこととする。

（注）公表資料については、ユーザビリティの観点から PDF 形式のみではなく、Excel 形式でも公開する。

（１）国からの補助金等^{※1}による支出

「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」に基づき実施している情報公開の内容に公益法人に対する支出の公表に必要な事項を追記する形で公表するものとし、様式 1 に基づき、以下の項目を公表するものとする。

①事業名

②補助金交付先名（公益法人の区分（公財、公社、特財、特社）、国所管、地方所管の区分を含む。）

③交付決定額

④支出元会計区分^{※2}

⑤支出元（目）名称

⑥補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日

※1 「補助金等」には、補助金適正化法第 2 条に規定する補助金等だけでなく、施設整備費補助金、補助金、負担金、交付金、補給金、出資金、貸付金、委託費、競争的研究資金等、予算書におけるコード番号の目番号が 00、14、16 に該当するものを記載する。（ただし、「委

託費」(目番号 14)のうち、契約による支出については1(2)による。)また、「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」において「補助金等の交付先が相当数にのぼる場合は、その旨を記載した上で、「公表は主要な交付先とすることができる」とされているが、公益法人に対する補助金等の支出についてはすべて公表するものとする。

※2「支出元会計区分」には、一般会計・特別会計の別、及び特別会計の場合は勘定名も記載すること。(以下、同様とする。)

※3「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する申合せ)及び「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」(平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正)の「公益法人向け補助金等全般に対する措置」に基づく情報の開示を兼ねることも可能とする。ただし、法人を選定した具体的理由など様式1に含まれない項目については、様式5の「点検・見直し状況」欄に記載するものとする。

(2) 国からの契約による支出

「公共調達の適正化について」に基づき実施している情報公開の内容に公益法人に対する支出の公表に必要な事項を追記する形で公表するものとし、様式2-1、2-2、2-3、2-4に基づき、以下の項目を公表するものとする。

- ①公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ②契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③契約を締結した日
- ④契約の相手方の商号又は名称及び住所(公益法人の区分(公財、公社、特財、特社)、国所管、地方所管の区分を含む。)
- ⑤一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合は除く。)
- ⑥契約金額
- ⑦予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- ⑧落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じた率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- ⑨随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること)
- ⑩所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪応札・応募者数
- ⑫その他必要と認められる事項

※1「応札・応募者数」には、競争性のある契約形態の場合に、当該契約の入札者数を記載すること。(3)において同じ。

※2 「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する申合せ）及び「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（平成14年3月29日閣議決定、平成18年6月16日一部改正）の「公益法人向け補助金等全般に対する措置」に基づく情報の開示を兼ねることも可能とする。ただし、法人を選定した具体的理由など様式2に含まれない項目については、様式6の「点検・見直し状況」欄に記載するものとする。

（3）独立行政法人からの契約による支出

「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について（平成19年11月15日付総務省行政管理局長及び行政評価局長発各府省官房長宛て事務連絡）」に基づき実施している情報公表の内容に公益法人に対する支出の公表に必要な事項を追記する形で公表するものとし、様式3-1、3-2、3-3、3-4に基づき、以下の項目を公表するものとする。

- ①公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ②契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③契約を締結した日
- ④契約の相手方の商号又は名称及び住所（公益法人の区分（公財、公社、特財、特社）、国所管、地方所管の区分を含む。）
- ⑤一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合は除く。）
- ⑥契約金額
- ⑦予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じた率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨随意契約によることとした業務方法又は会計規定等の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること）
- ⑩当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪応札・応募者数
- ⑫その他必要と認められる事項

（4）独立行政法人からの契約以外による支出

様式4に基づき、以下の項目を公表するものとする。

- ①交付又は支出先法人名称（公益法人の区分（公財、公社、特財、特社）、国所管、地方所管の区分を含む。）

- ②名目・趣旨等
- ③交付又は支出額
- ④会費支出の場合、支出先法人が定める会費一口当たりの金額、若しくは最低限の金額
- ⑤交付又は支出日（交付決定日）
- ⑥会費支出の場合、支出の理由等

※1「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について（平成19年11月15日付総務省行政管理局長及び行政評価局長発各府省官房長宛て事務連絡）」に基づき公表することとされている契約（一般競争入札及び指名競争入札による契約並びに随意契約）以外の金銭交付による公益法人に対する支出を対象とし、10万円未満のものを除く。

※2「名目・趣旨等」には、その支出の概要を簡潔に記載すること。

2 公益法人に対する支出に係る点検・見直し

(1) 点検・見直しの実施

各府省は、1に従って公益法人に対する支出状況を公表するとともに、各府省における支出の在り方等に係る見直しの仕組み等を活用し、以下の要件に該当する支出について、以下の観点及び方法により、毎年度点検・見直しを行い、その結果を様式5、6-1、6-2、6-3、6-4により毎年9月末目途に公表する。また、各府省は、所管する独立行政法人に対して、同様に公益法人に対する支出状況を公表するとともに、以下の要件に該当する支出について毎年度点検・見直しを行い、その結果を様式7-1、7-2、7-3、7-4、8により毎年9月末目途に公表するよう要請する。

【点検の対象となる支出】

1により公表する公益法人に対する支出で1件あたり1,000万円以上のもののうち、前年度において、同一法人に対し同一又は類似の内容で同一府省・独立行政法人から支出されているもの又は随意契約若しくは一者応札となっている契約による支出

【点検の観点】

- ・支出そのものについて必要性があるか。
 (例) 広報・啓発の重点化等による削減、類似事業の重点化等による重複排除など
- ・支出が必要であっても、競争性を高めるなどより効率的・効果的な支出とできないか。
 (例) より競争性の高い契約形態への見直し、支出対象法人の要件緩和、一者応札・応募の改善（仕様書内容の見直し、入札参加要件の緩和、公告期間の十分な確保、業務等準備期間の確保、契約情報提供の充実、電子入札システムの導入、一者応札・応募案件の事後点検体制の整備など）、市場化テストの活用など

【点検の方法】

- ・契約による支出については、これまでの随意契約・一者応札の見直しの取組や、「国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査に基づく勧告及び結果報告書（平成

24年7月31日 総務省)」において示されている「自己点検表」等に基づいて点検・見直しを行う。随意契約については、随意契約の適切性等（競争入札への移行の可否等）についても点検を行う。

- ・点検結果に加え、点検結果を踏まえた翌年度の執行状況や概算要求の状況等についても第三者によるチェックが可能となるよう、可能な限り具体的に記載する。

（２）点検・見直し状況に係る公表及び内閣官房への報告

各府省は、各府省及び所管する独立行政法人の２（１）による公表内容を取りまとめ、内閣官房に報告し、内閣官房は各府省からの報告内容を取りまとめてウェブサイトにて公表する。

なお、点検・見直し結果の公表については23年度の支出から行うこととする。

また、「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について（平成23年2月9日付け府益担第1560号、平成25年3月18日一部改正）」に基づき、公益法人行政担当室から依頼している継続支出、一者応札等の事後チェックの結果についても当該公表に反映することとする。

以 上